

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 119：ACR I-Card を所持しない外国人の出国）

【ポイント】

●6月8日、フィリピン入国管理局（BI）は、有効な既存のビザを持つ外国人は、ACR I-Card（外国人登録 ID カード）が発行されていない場合でも、出国を引き続き許可することを発表しました。

【本文】

1 6月8日、フィリピン入国管理局（BI）は、有効な既存のビザを持つ外国人は、ACR I-Card（外国人登録 ID カード）が発行されていない場合でも、本年12月31日まで引き続き出国を許可する方針であることを発表しました。

なお、出国する外国人は、ACR I-Card の代わりに、ACR I-Card 免除申請料、再入国許可（RP）及び特別帰国証明書（SRC）の正式な領収書を提示する必要があります。

また、フィリピンへの再入国時、右領収書を提示する必要があるため、入国時まで保管する必要があります。

さらに、ACR I-Card 免除申請手数料、及びそれに関する出国許可証（ECC）または RP、SRC の手数料支払いは、BI 本部及び本業務に関し許可された支部で行うことができます。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- フィリピン入国管理局
- ・（有効な既存のビザを持つ外国人は、ACR I-Card なしで引き続き出国可能）
https://immigration.gov.ph/images/News/2021_Yr/06_Jun/2021Jun08_Press.pdf

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

（問い合わせ窓口）

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：（市外局番 082）221-3100

FAX：（市外局番 082）221-2176

ホームページ：https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html